

所得申告に必要な各種証明書など

	番号	対象品目、経費など	発行元	申告に必要な書類
収入 (所得) 項目	1	きび・野菜・果樹類	農協・個人集出荷業者	出荷証明書または精算書
	2	球根類(ユリ フリージア)	個人集出荷業者	精算書または明細書
	3	花き類(菊 ソラノヲ ユリ等)	沖永良部花き専門農協 農協 個人集荷業者	精算書または明細書
	4	子牛	農協	肉用牛売却証明書(必須) 免の証明書がないと免税になりません
	5	給与所得者	職場	源泉徴収票
	6	公的年金	日本年金機構など	源泉徴収票(はがき)
	7	営業収入・不動産収入	—	収入が分かるもの
経費 (控除) 項目	8	生命保険料	契約先(農協・郵便局・民間会社など)	証明書(はがき等)
	9	損害保険料 地震保険料	契約先(農協・郵便局・民間会社など)	
	10	客土代 借地代	支払先	領収書
	11	肥料代 農薬代 種苗代	農協・民間業者など	<u>※集計してください</u>
	12	農具代(穴掘機 草刈機など)	購入先	領収書 <u>※集計してください</u> 10万円未満は経費 10万円以上は減価償却
	13	燃料代(ガソリン 軽油)	ガソリンスタンド	
	14	電気・水道代(営業・農業・不動産用)	九州電力・水道課	領収書・レシート・はがき等 (家事分は経費に含めないよう分けて申告する) <u>※集計してください</u>
	15	修理・車検代(営業・農業・不動産用)	整備工場	
	16	人件費	雇った個人	領収書または明細書 <u>※集計してください</u>
	17	農作業委託料	開発組合・個人 シルバー人材センター 等	領収書 <u>※集計してください</u>
	18	その他の経費 (従業員の弁当代等)	支払先	領収書・レシート <u>※集計してください</u>
社会保険料	19	国民健康保険税	役場(保健福祉課又は税務課)	確定申告用「納付確認書」 <u>※「青色申告」「e-TAX」またはご自身で 大島税務署に送付される方のみ必要です。 各字申告会場にこられる方は不要です。</u>
	20	介護保険料	役場(保健福祉課又は税務課)	
	21	後期高齢者保険料	役場(保健福祉課又は税務課)	
	22	国民年金	日本年金機構	日本年金機構 発行の証明書
医療費 控除	23	生計同一の配偶者や親族が、病院や診療所に支払った医療費又は医薬品の購入代、看護師・助産師などへの支払いや通院に要した費用がある場合。 [令和7年1月～12月中の医療費支払額-保険金等で補てんされた金額]-[総所得金額等の5%と10万円のいずれか低い方の金額](限度額200万円) ★領収書及び保険金等で補てんされた金額のわかるもの ★指定介護老人福祉施設利用料等領収書及び居宅サービス利用料領収書 <u>※個人ごとの病院・薬局ごとに集計してください。</u>		
その他	24	通帳等(還付用)		
				<p>◎ 上記の証明書などを早めに準備されるようお願いします。</p> <p>◎ <u>領収書等が複数ある場合必ず集計してください。</u></p> <p>◎ なるべく、居住集落での申告をお願いします。</p> <p>◎ <u>青色申告は各字公民館及び税務課では受け付けられません</u>ので、申告書類等は申告される各事業所でお受け取りください。</p> <p>◎ 事業収入が1千万円を超える場合は消費税の申告が必要になります。</p> <p>◎ <u>譲渡所得(土地・建物の売却)等のある方は、各字での申告はできません。確定申告会場での申告をお願いします。</u></p> <p>◎ 申告期間を過ぎた場合は電話(和泊町役場税務課84-3514)でご相談ください。ただし、青色申告・譲渡所得・贈与税申告については和泊町役場での手続きはできません。直接大島税務署(0997-52-4321)にお問い合わせください。</p>